

大月町物価高騰対応重点支援商品券取扱店要項

1.取扱店登録

①登録

商品券の取扱いを希望する事業者は、申込書に必要事項を記入し押印のうえ、大月町まちづくり推進課に提出（郵送可）してください。

②取扱店登録証・ステッカー

取扱店には、取扱店であることを証する「登録証」及び「ステッカー」を配布します。ステッカーは、利用者に分かりやすいよう店頭に掲示してください。登録証に記載されている「取扱店番号」は、換金請求の際に必要となります。

③商品券の取扱い

ア) 取扱店は、商品券の提示を受けた際は現金と同様に扱います。ただし、つり銭を出すことはできません。

イ) 取扱店は、商品券での取引を行なった際には、すみやかに商品券裏面の取扱店舗に店名のスタンプを押印、または店名を記入し、二次使用できないようにしてください。

2.商品券の換金

④換金方法

ア) 換金は、取扱店のみ行うことができます。

イ) 取扱店が受け取った商品券は、裏面の取扱店名のスタンプ、または店名の記載を確認し、「商品券換金請求書」と「商品券取扱手数料請求書」に必要事項を記入して大月町まちづくり推進課に持参してください。

※商品券 1 枚につき 20 円の取扱手数料をお支払いします。

換金請求書・取扱手数料請求書は大月町まちづくり推進課に常備しています。

ウ) 大月町まちづくり推進課は、毎月 10 日、20 日、月末を受付期日とし、受付した商品券の額面金額を取扱店の指定口座に 10 日以内を目途にご入金します。なお、受付期日が土日祝祭日の場合は、若干の遅れが生じますのでご了承ください。

⑤換金受付期限

換金請求及び取扱手数料請求ができる期限は令和 7 年 10 月 20 日（月）までとします。換金期限を過ぎると、換金できません。

3.注意事項

⑥商品券は、大月町及び取扱店が「商品券として利用できない」として指定した商品等の代金の支払いには利用できません。

●商品券が利用できない商品等は、下記のとおりです。

ア) 土地または家屋の購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に関わる支払い。

イ) 現金との換金、金融機関への預け入れ。

ウ) 出資、有価証券の購入、債務の支払い等消費に当たらない支払い。

エ) ビール券、図書券等の他の商品券、プリペイドカード、官製はがき、切手等の換金性の高いものの購入。

オ) 事業活動に伴って使用する原材料、機械類、仕入れ等への支払い。

カ) 税金、振込手数料、保険料、一部公共料金（電気、電話等）への支払い。

キ) 医療費等の支払い。

ただし、薬局において市販の商品を購入する場合は対象とする。

⑦使用していない商品券の換金をすることはできません。

※取扱店主等その関係者が購入、または代理購入した商品券については、自店で使用したこととして換金の申込みがあった場合は、その証拠となる書類の提示と説明を求めることがありますのでご注意ください。

【参考】

商 品 券：令和 7 年 5 月 1 日（基準日）

本町の住民基本台帳に記録されている者

発 送：令和 7 年 6 月中旬以降

使用期間：令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

交 付 額：1 人あたり 5,000 円（1,000 円×5 枚）

※18 歳以下については追加で 5,000 円

周知方法：告示及び広報 6 月号、町 HP、告知放送等